

(参考様式) (第11条・第13条関係)

### 意見回答書

作成日 令和6年 9月 3日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市北川字勝間469番2
----------------	---------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
軽トラックが入れる道は確保してくれてるのか	提出者	西側境界より後退しフェンスを設置し、赤線含め幅員2.3m程、確保しております
反射光の影響はあるか	提出者	モジュールの反射率が1パーセント以下の反射防止コーティングが施されたモジュール (ARCガラス) を選定し配慮いたします
反射による熱の影響は	提出者	反射率の低いモジュールを選定いたしますので、熱による近隣住宅への影響はないかと思われま
反射での影響がある場合は角度の変更は行ってくれるのか	提出者	太陽光発電施設が起因して近隣住宅へ損害を生じた場合には協議し対応をさせていただきます
開発地の近くで田んぼを行っているが稲などに影響はあるのか	提出者	耕作の上に太陽光を設置するソーラーシェアリングなども行われているので農作物への影響は低いと思われま
地盤強度の試験は終わっているのですか	提出者	現在計画段階ですので工事自体は許可がおり次第実施となります
工事の際、道路は通れなくなるのか	提出者	道を塞いでの工事自体はありませんので使用する作業車などは現地の中に駐車致します
雑草対策はどうするのか。除草剤を撒くのか	提出者	隣接地が農地になりますので、除草剤は使用せず。5月から10月にかけて月に1度、除草作業を実施させていただきます
太陽光パネルの処理方法を教えてください	提出者	分別をし、処分させていただきます

事業年数は	提出者	パネル自体の保証期間が25年ですので最低でも25年間は事業を継続するような形となります。あとはパネルの様子を見ながら行って参りますので30年や40年になることもあり得ます
近隣が使用している電気への影響はあるのか	提出者	影響はありません
雷による対策	提出者	アースにより地面に落とす設計となります
雹によるパネルへの影響	提出者	強化ガラスを使用しているため現在長野県で確認できている雹でのパネルの損害の報告はありません
災害時の電気の供給をしてもらいたい	提出者	発電所内で災害による被害がなく、安全に使用できることが確認できた際に発電所内に設置されている供給用コンセントを使用できるように致します
事業地東側隣接地へ土石の崩落の措置をしてもらいたい	提出者	工事の際に土石の崩落の措置を行い、発電所設置後に崩落した際には協議を行い対応いたします
事業地西側近隣住民への反射光について	提出者	居住環境を悪化させないように事業の計画を立て、未然に防止する対策を講じ、発電所設置後に本事業が起因して反射光等で損害を与えた場合は協議を行い対応いたします
事業地南側水路より大雨の際に事業地へ流入することがある	提出者	事業地南側へ堤として高さ0.5m幅2.3mの盛土をしその上に遮水シートを覆い流入を防止いたします

## 事業基本計画書に係る意見書

受付番号：第 2 号	発電設備の所在地
事業者名：株式会社野村屋 代表取締役 野村 健太	佐久市北川字勝間 469 番地 2
意見及び指示事項	協議結果
1 事業施工場所は、佐久市景観条例に定める佐久市景観計画に基づく都市地域に指定されていますので、景観育成基準を遵守した計画としてください。	1 景観に配慮しパネル設置角度を15°とし、高さ最低1m最高約2.6mとし、フェンス（高さ1.5m）にて周りを囲い低反射の資材を選定し周辺との調和に配慮いたします。
2 申請地は、長野県屋外広告物条例に定める屋外広告物禁止地域になります。（第4条(1)住居専用地域）屋外広告物の掲出に関して規制があります。詳細については、長野県ホームページの“屋外広告物のしおり”で確認するか、佐久市役所建築住宅課窓口へご相談ください。	2 長野県ホームページ“屋外広告物のしおり”、佐久市役所建築住宅課様へ確認し、長野県屋外広告物条例に該当致しませんでした。
3 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。	3 境界杭等で明示いたします。
4 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。	4 既設道水路につきましては、影響は生じないため工事等は行わず既存の状態となります。
5 敷地内の雨水は敷地内に設置される浸透施設に流入するように施工し、道水路に流出しないようにしてください。また、設置後もその浸透機能が保たれるよう管理・清掃等を継続してください。	5 事業区域につきましては、場内浸透とし敷地外への流出を防止いたします。設置後も管理・清掃等をいたします。
6 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。	6 承知いたしました。
7 敷地内の土砂・碎石等が道路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。	7 承知いたしました。

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和6年9月17日

佐久市 環境部 環境政策課